２０２１年4月1日

# 吸収分割にかかる事後開示書類

（会社法第７９１条第１項第１号、会社法第８０１条第３項第２号及び
会社法施行規則第１８９条に基づく事後開示事項）

大阪市北区角田町８番７号
株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ
代表取締役　　林　　克弘

大阪市北区角田町８番７号
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役　　荒木直也

株式会社エイチ・ツー・オー 食品グループ（吸収分割会社、以下「H2O 食品グループ」という）及びエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（吸収承継会社、以下「H2O」という）は、２０２１年2月１２日付で締結した吸収分割契約書に基づき、２０２１年４月１日を効力発生日として、H2O 食品グループの子会社株式管理事業にかかる権利・義務を H2O に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という）を行いました。

本件分割に関する会社法第７９１条第１項第１号、会社法第８０１条第３項第２号及び会社法施行規則第１８９条に基づく事後開示事項は次のとおりです。

記

**１．吸収分割が効力を生じた日**

２０２１年4月1日

**２．Ｈ２Ｏ食品グループ（吸収分割会社）における法的手続きの経過**

（１）株主による差止請求

会社法第７８４条の２第１項に基づく差止請求をした株主はありませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求

会社法第７８５条第１項に基づく株式買取請求をした株主はありませんでした。

（３）新株予約権の買取請求

H2O 食品グループは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（４）債権者の異議

H2O 食品グループは、会社法第７８９条第２項及び第３項の規定に従い、２０２１年２月２４日付官報及び電子公告により、その債権者に対し公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

**３．Ｈ２Ｏ（吸収分割承継会社）における法的手続きの経過**

（１）株主による差止請求

本件分割は会社法第７９６条第２項に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求

本件分割は会社法第７９６条第２項に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

（３）債権者の異議

H2O は、会社法第７９９条第２項及び第３項の規定に従い、２０２１年２月２４日付官報及び電子公告により、その債権者に対し公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

**４．吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項**

H2O は、２０２１年４月１日をもって、H2O 食品グループから子会社株式管理事業にかかる権利・義務を承継しました。本件分割に際して、H2O が H2O 食品グループから承継した資産および負債の額は、それぞれ３３、３５２百万円および０円です。

**５．会社法第９２３条の変更の登記（吸収分割の登記）をした日**

本件分割の変更登記申請は、２０２１年４月７日に行う予定です。

**６．その他吸収分割に関する重要な事項**

該当事項はありません。

以上